いすみ市議会議員一般選挙選挙長告示第２号

令和８年 11 月 15 日執行のいすみ市議会議員一般選挙における選挙立会人について公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条において準用する同法第 62 条第２項、第４項又は第５項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定める。

令和８年 11 月８日

いすみ市議会議員一般選挙選挙長　山口　明也

いすみ市議会議員一般選挙

区　　分	場　　所	日　　時
公職選挙法第 62 条第２項の規定によるくじ	いすみ市役所内 いすみ市選挙管理委員会	11 月 12 日午後５時 30 分
公職選挙法第 62 条第４項の規定によるくじ	いすみ市役所内 いすみ市選挙管理委員会	11 月 12 日午後５時 40 分
公職選挙法第 62 条第５項の規定によるくじ	いすみ市役所内 いすみ市選挙管理委員会	事実発生の都度